

南砺市行政改革大綱改訂・実施計画改定について(概要)

1. 改訂の趣旨

南砺市では、平成29年3月に策定された南砺市行政改革大綱〔改訂版〕および第2次南砺市行政改革実施計画に基づき、事務事業の見直し・組織機構の改革・財政の健全化・職員数の削減等に取り組んできましたが、本年度末で本実施計画の期間が終了します。これまで以上に厳しさが増す財政状況や社会情勢等を踏まえ、総合計画で定められた事務事業の着実な推進と喫緊の諸課題に対応すべく、本大綱の改訂及び実施計画の策定を実施し、更なる行政改革を推進します。

2. 主な改訂内容と改革推進の視点

(1) 主な改訂内容

- ① 合併から15年経過したことから「市町村合併の効果」を「南砺市の現状と財政課題」から削除しました。
- ② 「行政改革大綱の推進期間」を削除し、計画の進捗状況の評価、計画の見直しについて「フォローアップの実施」に規定しました。
- ③ 「働き方改革」を進めるため、RPAやAIなどの情報技術を活用した業務改革(BPR)を定員管理と人件費の適正化に取り組む方策に追加しました。

(2) 改革推進の視点

- ① 目標値、指標設定による客観的検証・評価
全ての改革事項に改革内容や目的にあった指標を定め、客観的検証・評価を行う
- ② 民間等との連携と役割分担
産官学金労言と連携し、それぞれの強みを生かした新たな発想で取り組む
- ③ 行政の効率化と財政基盤の強化
事務事業の定期的な見直しによる行政の効率化、類似施設の集約化による管理経費の縮減等を断行し、財政基盤の強化を図る
- ④ 財政規模縮減に向けての取り組み
適正な規模で財政運営を行い、歳入に見合った歳出構造への転換を図る
- ⑤ コスト意識とスピード感
将来を見据えたコスト意識を持って更なる改革にスピード感を持って取り組む
- ⑥ スクラップ・アンド・ビルド
スクラップ(廃止・中止・断念)・アンド・ビルド(新設・拡大)を念頭に柔軟な発想で取り組む

3. 改訂等の基本的な考え方

(1) 行政改革大綱の改訂

3つの重点目標を継承し、本市の現状と課題を踏まえ、改革推進の視点等の考え方を整理し、更なる行政改革を推進するため、時代に即した表現、行政改革実施計画の改定に合わせた変更を行いました。

(2) 行政改革実施計画の改定

平成30年度までの第2次南砺市行政改革実施計画における指標・目標値の進捗状況や内部評価等を振り返り、今後の行政課題や改革事項の継続の必要性等を検討し、現行改革事項と新規改革事項について、6つの視点を基に、以下の4つの方向性で見直しを行いました。

- ① 継承する …今後も改革を進めるために取り組む必要があるもの
- ② 変更し継承する …実績を勘案し、指標や取り組み内容等を修正変更するもの
- ③ 継承しない …目標達成したものや必要に応じて取り組むもの
- ④ 新規追加する …新たな改革として取り組む必要があるもの

現改革事項数 42 ⇒ 改定改革事項数（案） 31

1) 現行改革事項の分類（別紙検討表参照）

方向性		件数	改革事項
① 継承する		10	「滞納対策強化による収納率の向上」「公共施設利用に係る受益者負担の適正化」等
② 変更し継承する		9	「事務事業の再編・整理・廃止・統合」「指定管理者制度の適正な運用」等
小計（A）		19	
③ 継承しない	1 目標達成	6	「市が事務局を担っている各種団体の事務の見直し」「分庁舎方式の検証と庁舎機能の再編」等
	2 他改革事項に統合	3	「イベントの再編と運営方法の見直し」「市有資産の民間活用促進と整理譲渡」等
	3 その他	14	「計画行政の推進」「市内公共交通体系の連携強化」等
合計		42	

2) 新規改革事項

方向性		件数	改革事項
④ 新規追加する		12	「第2次総合計画の効果的な施策の実施」「窓口業務等の民間委託」「電子申請の推進」等
合計（B）		12	

A + B = 31件

4. スケジュール

令和2年1月	行政改革推進委員会に説明
令和2年2月	議会（全協）改定案提示
令和2年2月	パブリックコメント実施
令和2年3月	議会（全協）改定最終案報告、決定

南砺市行政改革大綱「新旧対照表」

旧	新
第1 行政改革大綱改訂の趣旨 （1）行政改革への取り組みと改訂の趣旨 平成12年（2000年）に地方分権一括法が施行され、国と地方の役割分担の明確化や機関委任事務の廃止など、国と地方の関係の根幹に関わる改革が進められてきたほか、その後も地方分権改革推進委員会において、国の様々な規制や枠組みに対して順次勧告が行われてきました。 このような分権型社会の到来に対応するため、本市は平成16年（2004年）11月に8町村による合併で誕生し、自主・自立の自治体経営を一層推進するために、総務省の指針を受けて、平成18年（2006年）3月に「南砺市行政改革大綱」（以下、「行革大綱」という。）及び「南砺市行政改革実施計画」（以下、「行革実施計画」という。）を策定し、改革に取り組んできました。 行政改革とは、「組織や運営を内外の変化に適用したものに变えること。（大辞林 第三版）」とされており、本市でも行革大綱と行革実施計画に基づき、事務事業の見直しや組織機構改革、財政の健全化、職員数及び人件費の削減などを着実に進めてきました。しかしながら、<u>持続可能なまちづくりを推進するためには、歳出規模縮減に向けた公共施設の再編・統廃合や事務事業の見直し等の事務効率化に取り組んでいく必要があります。</u> <u>そこで、平成24年度から平成31年度までを計画期間とする第2次行政改革実施計画が満了することと、第2次南砺市総合計画の策定や南砺市公共施設再編計画などの見直し時期に合わせて、さらなる行政改革の推進を図るため行革大綱を改訂します。</u> 今後とも、これまでの取り組みを検証し、課題と行政改革として取り組むべき事項を明確にするとともに、「南砺市まちづくり基本条例」の基本理念を遵守しながら着実に行政改革を実行していきます。	第1 行政改革大綱改訂の趣旨 （1）行政改革への取り組みと改訂の趣旨 平成12年（2000年）に地方分権一括法が施行され、国と地方の役割分担の明確化や機関委任事務の廃止など、国と地方の関係の根幹に関わる改革が進められてきたほか、その後も地方分権改革推進委員会において、国の様々な規制や枠組みに対して順次勧告が行われてきました。 このような分権型社会の到来に対応するため、本市は平成16年（2004年）11月に8町村による合併で誕生し、自主・自立の自治体経営を一層推進するために、総務省の指針を受けて、平成18年（2006年）3月に「南砺市行政改革大綱」（以下、「行革大綱」という。）及び「南砺市行政改革実施計画」（以下、「行革実施計画」という。）を策定し、改革に取り組んできました。 行政改革とは、「組織や運営を内外の変化に適用したものに变えること。（大辞林 第三版）」とされており、本市でも行革大綱と行革実施計画に基づき、事務事業の見直しや組織機構改革、財政の健全化、職員数及び人件費の削減などを着実に進めてきました。しかしながら、<u>さらなる財政基盤強化や行政の効率化のためには、より一層公共施設の再編・統廃合や事務事業の見直し等</u>____<u>に取り組んでいく必要があります。</u> <u>平成24年度から令和元年度までを計画期間とする第2次行政改革実施計画が満了することと、令和元年度から課題解決型の新たな住民自治の手法である小規模多機能自治がはじまったことを踏まえ、既存の行政サービスを振り返り、市民ができることと、行政でできること・やるべきことを明確にし、行政サービスの質的向上に取り組み、持続可能なまちづくりを目指すため、行革大綱を改訂します。</u> 今後とも、これまでの取り組みを検証し、課題と行政改革として取り組むべき事項を明確にするとともに、「南砺市まちづくり基本条例」の基本理念を遵守しながら着実に行政改革を実行していきます。

旧	新
第2 行政改革の推進 (1) 改革推進の視点 本市の抱える行政課題を解決し、市のあるべき姿を実現するため、適正な財政規模への転換を図り、将来を見越した施策を展開していくことが重要です。 また、困難な課題と真摯に向き合い、常に丁寧な説明を通して市民に理解を求め、慣例や前例にとらわれず、仕事のやり方を見直し、より質の高い行政サービスを提供するため、改革を推進していく必要があります。 (略) ③ <u>合併のスケールメリットを生かす</u> <u>行政の効率化と財政基盤の強化について、合併のスケールメリットが十分に生かされていません。公共施設再編による類似施設の集約化など、スケールメリットを生かして行政経費の縮減に努めます。</u> (略)	第2 行政改革の推進 (1) 改革推進の視点 本市の抱える行政課題を解決し、市のあるべき姿を実現するため、適正な財政規模への転換を図り、将来を見越した施策を展開していくことが重要です。 また、困難な課題と真摯に向き合い、常に丁寧な説明を通して市民に理解を求め、慣例や前例にとらわれず、仕事のやり方を見直し、より質の高い行政サービスを提供するため、改革を推進していく必要があります。 (略) ③ <u>行政の効率化と財政基盤の強化</u> <u>市民ニーズの多様化に伴い事務事業の増加が想定されるため、事務事業の定期的な見直しによる行政の効率化に取り組み、公共施設再編による類似施設の集約化など、管理経費の縮減に努めます。</u> (略)

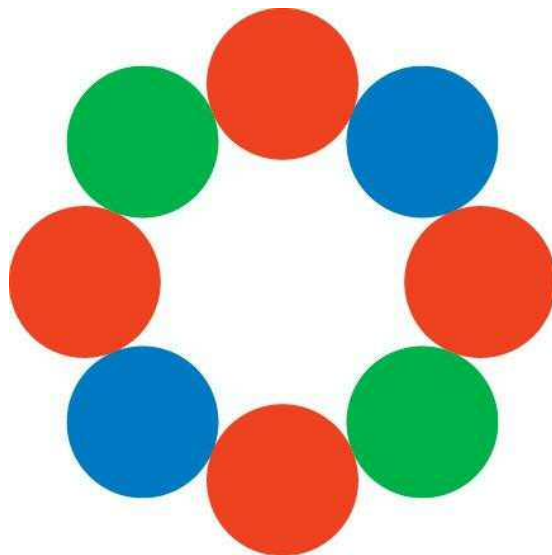
旧	新
I 将来へ向かって持続可能な行政運営の推進【行政と民間の役割分担】 (略) (2) 民間委託の推進 (略) 【方策】 ① <u>業務の民営化や PPP・PFI 手法の導入促進</u> ② <u>指定管理者制度による公共施設の管理運営</u> (略) (4) 第三セクター 及び関係団体への関与の見直し (略) 【方策】 ① 第三セクターの経営改善と自立促進 ② <u>関係団体の自主的運営の推進</u>	I 将来へ向かって持続可能な行政運営の推進【行政と民間の役割分担】 (略) (2) 民間委託の推進 (略) 【方策】 ① <u>業務の民営化の推進</u> ② <u>指定管理者制度の適正な運用と PPP・PFI 手法の活用</u> (略) (4) 第三セクター 及び関係団体への関与の見直し (略) 【方策】 ① 第三セクターの経営改善と自立促進

旧	新
(5) 行政サービスの向上 行政サービスは、地方分権の進展と少子高齢化、人口減少などの社会情勢の変化に伴い、高度化・多様化が進んでいます。サービスの範囲を拡大するだけでなく、サービスの水準や受益の適否を検証したうえで、質の向上が求められます。質の高い効率的な行政サービスを提供するため、市民ニーズの変化に即応し、窓口延長や施設開館時間等の見直し、行政手続の簡素化等に取り組み、インターネットを介するホームページや SNS、CATV 等での情報提供サービスの充実を図るなど、市民満足度の向上に努めます。 【方策】 ① <u>市民への情報提供サービスの充実とマイナンバーカードの普及促進</u> ② ICT活用による行政サービスの拡充	(5) 行政サービスの質の向上 行政サービスは、地方分権の進展と少子高齢化、人口減少などの社会情勢の変化に伴い、高度化・多様化が進んでいます。サービスの範囲を拡大するだけでなく、サービスの水準や受益の適否を検証したうえで、質の向上が求められます。質の高い効率的な行政サービスを提供するため、市民ニーズの変化に即応し、窓口延長や施設開館時間等の見直し、行政手続の簡素化等に取り組み、インターネットを介するホームページや SNS、CATV 等での情報提供サービスの充実を図るなど、市民満足度の向上に努めます。 【方策】 ① ICT活用による行政サービスの拡充

旧	新
II 健全な財政基盤の整備【足腰の強い財政運営】 (略) (3) 人材育成推進と多様な人材の確保 (略) 【方策】 ① 実務研修や自己啓発等を適切に組み合わせた人材育成 ② <u>職員相互間の連携強化や人事交流の実施</u> ③ 多様な人材の確保と専門的業務に対応した職員配置	II 健全な財政基盤の整備【足腰の強い財政運営】 (略) (3) 人材育成推進と多様な人材の確保 (略) 【方策】 ① 実務研修や自己啓発等を適切に組み合わせた人材育成 ② 多様な人材の確保と専門的業務に対応した職員配置

旧	新
III 市民とともに取り組む市政の推進【市民が主体の行政】 行政経営の原点を市民の立場に置き換え、将来を見据えながら「今やるべきこと」を見極めていくことが必要です。そのため、改革に対する前向きな姿勢と、改善に向けた積極的かつ迅速な取り組みが求められることから、まちづくり基本条例に掲げた「市民参画」と「情報共有」の指針を遵守し、市民との協働で真に必要な行政サービスを、柔軟性とスピード感をもって提供していきます。 また、急激な人口減少や過疎化による地域の危機的状況が懸念される中、地域としての機能を持続するため、自治会、市民団体、事業者、学校、行政など地域内の多様な団体等や市民が自ら考え行動する市民総参加（総働）による地域づくり「小規模多機能自治」を支援します。	III 市民とともに取り組む市政の推進【市民が主体の行政】 行政経営の原点を市民の立場に置き換え、将来を見据えながら「今やるべきこと」を見極めていくことが必要です。そのため、改革に対する前向きな姿勢と、改善に向けた積極的かつ迅速な取り組みが求められることから、まちづくり基本条例に掲げた「市民参画」と「情報共有」の指針を遵守し、市民との協働で真に必要な行政サービスを、柔軟性とスピード感をもって提供していきます。 また、急激な人口減少や過疎化による地域の危機的状況が懸念される中、地域としての機能を持続するため、自治会、市民団体、事業者、学校、行政など地域内の多様な団体等や市民が自ら考え行動する市民総参加（総働）による地域づくり「小規模多機能自治」がはじまったことを踏まえ、行政でできること、やるべきことを整理し、市民とともに取り組む協働の市政を推進します。

南砺市行政改革大綱（案）



令和2年3月（予定）

南砺市行政改革推進本部

目 次

第 1 行政改革大綱改訂の趣旨	1
（１）行政改革への取り組みと改訂の趣旨	
（２）南砺市の現状と財政課題	
（３）行政改革の必要性和南砺市の姿勢	
第 2 行政改革の推進	3
（１）改革推進の視点	
（２）推進体制	
（３）改革の重点目標	
（４）行政改革実施計画の策定	
第 3 行政改革の推進項目	4
I 将来へ向かって持続可能な行政運営の推進【行政と民間の役割分担】	
（１）事務事業の見直し	
（２）民間委託の推進	
（３）行政組織機構の見直し	
（４）第三セクター及び関係団体への関与の見直し	
（５）行政サービスの質の向上	
II 健全な財政基盤の整備【足腰の強い財政運営】	6
（１）財政の健全化	
（２）定員管理と人件費の適正化	
（３）人材育成推進と多様な人材の確保	
III 市民とともに取り組む市政の推進【市民が主体の行政】	7
（１）公正性確保と透明性の向上	
（２）市民協働の市政の推進	
第 4 フォローアップの実施	8
第 5 まとめ	8

第 1 行政改革大綱改訂の趣旨

（１）行政改革への取り組みと改訂の趣旨

平成 12 年（2000 年）に地方分権一括法^一が施行され、国と地方の役割分担の明確化や機関委任事務^二の廃止など、国と地方の関係の根幹に関わる改革が進められてきたほか、その後も地方分権改革推進委員会において、国の様々な規制や枠組みに対して順次勧告が行われてきました。

このような分権型社会の到来に対応するため、本市は平成 16 年（2004 年）11 月に 8 町村による合併で誕生し、自主・自立の自治体経営を一層推進するために、総務省の指針を受けて、平成 18 年（2006 年）3 月に「南砺市行政改革大綱」（以下、「行革大綱」という。）及び「南砺市行政改革実施計画」（以下、「行革実施計画」という。）を策定し、改革に取り組んできました。

行政改革とは、「組織や運営を内外の変化に適用したものに变えること。（大辞林 第三版）」とされており、本市でも行革大綱と行革実施計画に基づき、事務事業の見直しや組織機構改革、財政の健全化、職員数及び人件費の削減などを着実に進めてきました。しかしながら、さらなる財政基盤強化や行政の効率化のためには、より一層公共施設の再編・統廃合や事務事業の見直し等に取り組んでいく必要があります。

平成 24 年度から令和元年度までを計画期間とする第 2 次行政改革実施計画が満了することと、令和元年度から課題解決型の新たな住民自治の手法である小規模多機能自治^三がはじまったことを踏まえ、既存の行政サービスを振り返り、市民ができることと、行政でできること・やるべきことを明確にし、行政サービスの質的向上に取り組み、持続可能なまちづくりを目指すため、行革大綱を改訂します。

今後とも、これまでの取り組みを検証し、課題と行政改革として取り組むべき事項を明確にするとともに、「南砺市まちづくり基本条例」の基本理念を遵守しながら着実に行政改革を実行していきます。

（２）南砺市の現状と財政課題

社会や経済のグローバル化や地方分権の拡大、新たな制度への対応、市民ニーズの多様化など、各自治体を取り巻く環境は大きく変化しています。また、平成 27 年 9 月に策定した「南砺市人口ビジョン」では、少子高齢化に伴う人口減少が一層進むことが予想されています。

本市を取り巻く環境や新たな行政課題に対応するため、事務事業の効率化や改善に努めているものの、行政サービスへの需要や課題は拡大傾向にあり、一方で生産年齢人口の減少による税収の減少や地方交付税の合併特例措置の終了など、今後の財政運営は一層厳しさを増すものと見込まれます。このような状況下で、引き続き行政のスリム化と、人や財源など限られた経営資源の「選択と集中」を図り、より効果的効率的に活用していく必要があります。

① 歳入

本市は、市税や諸収入など自主財源の歳入全体に占める割合が約 3 割で、財源の大半を

地方交付税^四や市債などに依存しています。その中でも市債は、建設投資の主たる財源として欠かせないものとなっており、これまで合併特例債^五や過疎対策事業債など、元利償還金の一部が普通交付税に算入される有利な起債を効果的に活用しながら社会資本整備等を促進してきました。しかし、令和元年度までに合併特例債が発行限度額に達する見込みであるほか、起債残高は減少傾向にあるものの、普通交付税に算入される市債残高が減少することで、さらに厳しい財政運営を余儀なくされると想定されることから、今後は、適正な実質公債費比率^六を堅持しながら、市税を中心とした自主財源の確保により一層努めなければなりません。

② 歳出

義務的経費のうち、人件費は、減少傾向が続いていますが、公債費は、過去に発行した市債の償還が増加傾向にあり、令和 4 年度にピークを迎えます。また、少子高齢化や障がい者自立促進支援事業の充実等に伴い、扶助費も増加傾向にあります。

一方、投資的経費については、小・中学校の大規模改修や道路整備 5 箇年計画に基づく市道改良など、総合計画に基づく大型事業はおおむね計画どおりに推移しています。

このような状況下にあっても、複雑・多様化する行政需要に適応するとともに、公共施設再編の取り組み強化による公共施設の維持管理経費などの縮減に努め、将来にわたり持続可能な財政運営に取り組む必要があります。

（３）行政改革の必要性和南砺市の姿勢

多様な社会ニーズが高まりつつある中、次の世代が担う 10 年、20 年、30 年先の「南砺市のあるべき姿」を見据えた政策・施策を展開していくことが重要です。

行革大綱は、持続可能なまちづくりを目指して、行政改革を推進し、行政経営の方向性を示す指針です。

将来に向けた持続可能な行政経営を目指すには、まず、現状と政策課題を正面から捉え、市のあるべき姿として健全でない部分の改善から始めなければなりません。

改革にあたっては、相当な覚悟とエネルギーが必要とされることから、以下の考え方を踏まえながら改革に対する市民の理解と協力を求めています。

① 改革・改善を先送りしない

自主財源に乏しく市債残高が多い本市では、財政の硬直化が懸念され、自主・自立の行政経営が難しい状態にあります。今まで以上に財政規律を厳格化し、更なる行政改革を断行する必要があります。

このため、改革・改善が困難な場合はその理由をしっかりと検証し、改革・改善を先送りにしない強い決意で取り組みます。

② 施策や事務事業に優先順位をつけて取り組む

今後も継続したい施策や必要だと感じる事業は人それぞれに異なります。多くの市民が共感できるサービスの中で、今やるべきことと我慢すべきことを見極め、行政評価^七などを通じて全ての施策に優先順位をつけて判断する必要がある、改革には「痛み」を伴うこと

について、市民に理解を求めています。

③ 無駄を根絶する

行政が行う事務事業は、それぞれに必要性や個別の事情を抱えており、本来「無駄」なものはないとされてきました。

しかし、行政が実施しなくても民間が受け皿になれる事業や、受益の公平性を欠くもの、または所期の目的を達成していると見込まれる事業などに公費を投入している事例が見受けられることから、公費投入にあたってはその必要性を充分検討します。また、「無いよりあった方が良い」程度のものや「時代に適合しなくなった」事務事業は、速やかに廃止又は整理統合を行います。

第2 行政改革の推進

(1) 改革推進の視点

本市の抱える行政課題を解決し、市のあるべき姿を実現するため、適正な財政規模への転換を図り、将来を見越した施策を展開していくことが重要です。

また、困難な課題と真摯に向き合い、常に丁寧な説明を通して市民に理解を求め、慣例や前例にとらわれず、仕事のやり方を見直し、より質の高い行政サービスを提供するため、改革を推進していく必要があります。

① 目標値・指標設定による客観的検証・評価

行政改革の進捗状況や達成度を明確化し、さらに目標達成に向けた様々な取り組みにつなげていくため、すべての改革事項について、改革内容や目的に見合った指標を定め、客観的検証・評価の仕組みをつくります。

② 民間等との連携や役割分担

市の置かれた厳しい状況を市民と共有しながら、互いの英知を結集し、課題解決に取り組めます。「市が行うもの」「市民と協働で行うもの」「民間で行うことができるもの」について役割分担と産官学金労言との連携等を進め、それぞれの強みを生かし、職域を超えた新たな発想で取り組めます。

③ 行政の効率化と財政基盤の強化

市民ニーズの多様化に伴い事務事業の増加が想定されるため、事務事業の定期的な見直しによる行政の効率化に取り組み、公共施設再編による類似施設の集約化など、管理経費の縮減に努めます。

④ 財政規模縮減に向けての取り組み

今後は、少子高齢化の進行や人口減少時代の到来による歳入減少、社会保障関連費の歳出増加により、財政状況が一段と厳しくなることが予想されます。歳入歳出の見通しを的確に把握し、適正な財政計画に基づいた適正規模で厳格な財政運営を行い、歳入に見合った歳出構造への転換を図ります。

⑤ コスト意識とスピード感

歳入の減少に対応するため、将来を見据えた更なるコスト意識とスピード感を持って行政改革の推進に取り組みます。

⑥ スクラップ・アンド・ビルド^ハ

事業における停滞や硬直化を避けるため、常にスクラップ（廃止・中止・断念）&ビルド（新設・拡大）を念頭に、今必要なもの、今後必要になるものを見極め、職員が一丸となって柔軟な発想で積極的な改革に取り組みます。

（２）推進体制

社会情勢に即応した行政改革を円滑に推進するため、庁内の推進体制として市長を本部長とする南砺市行政改革推進本部で、改革の趣旨や必要性の徹底を図るとともに、必要な事項の調整や改革事項の進行管理を行います。

また、改革の具体的な方策を実施計画として取りまとめ、その進捗状況や実績を公表するとともに、改革項目以外についても随時必要に応じた方策に取り組みます。

行革大綱と行革実施計画の進行管理については、市民や有識者等外部からの意見や提言を反映し実効性のある改革に取り組むため、南砺市行政改革推進委員会で実施内容や進捗状況への意見を求めながら推進します。

（３）改革の重点目標

持続可能なまちづくりを目指して行政改革を推進するにあたって、次の３つを重点目標として設定します。

- I 将来へ向かって持続可能な行政運営の推進【行政と民間の役割分担】
- II 健全な財政基盤の整備【足腰の強い財政運営】
- III 市民と共に取り組む市政の推進【市民が主体の行政】

（４）行政改革実施計画の策定

行革大綱に基づく、行政改革の重点目標に向けて具体的な取り組みを明らかにした行政改革実施計画を策定します。

第３ 行政改革の推進項目

I 将来へ向かって持続可能な行政運営の推進【行政と民間の役割分担】

市政を変えていくには、行政主体のまちづくりから市民と行政の相互によるまちづくりへと転換する必要があるため、行政だけでなく市民も自ら意識や行動を変えていくことが求められます。「民間でできることは民間で」、「地域でできることは地域で」、「自分でできることは自分で」、それぞれの役割を明確化することで、協働の市政が可能な体制を構築し、行政と民間（市民・自治会を含む）が役割に応じたサービスを提供していきます。

（１）事務事業の見直し

総合計画に基づき施策の重点化を図るとともに、事務事業全般について見直しを行い、整理や統廃合によって簡素化、合理化を実施します。また、行政評価の手法を取り入れて、施策マネジメントシート及び事務事業マネジメントシートを作成し、さまざまな施策と事務事業の目的や効果等を検証し、予算編成や監査等に活用することで、小さな経費で大きな効果を生み出す行財政システムを構築します。

【方策】

- ① 行政が実施する施策の選択や重点化
- ② 行政評価等による事務事業の改革・改善、整理・統廃合

（２）民間委託の推進

市民ニーズの多様化に伴い、行政が担う事務事業が増大するとともに、地方分権の進展で国や県からの権限（事務）移譲が進んでいます。このため、業務の民営化や民間委託を更に進め、PPP・PFI^ルの手法を活用することでサービスの質の向上と経費節減を図り、公共施設の管理運営については、施設の設置者である行政の責任を果たすことを前提に、指定管理者制度^{一〇}を推進します。また、指定管理制度導入施設の効果検証を行い、サービスとコストの両面で改革・改善を図ります。

【方策】

- ① 業務の民営化の推進
- ② 指定管理者制度の適正な運用と PPP・PFI 手法の活用

（３）行政組織機構の見直し

行政組織機構は、社会情勢や行政課題の変化に適應するため、随時必要な見直しを行い、部局横断的な取り組みの継続実施に努めます。

また、少子化の進行を踏まえ、小・中学校のあり方検討などに取り組みます。

【方策】

- ① 新たな行政課題や社会情勢の変化に対応できる効率的な行政組織の構築
- ② 小・中学校のあり方検討

（４）第三セクター^{一一}及び関係団体への関与の見直し

第三セクター改革プランの対象団体については、改革プランに基づいた積極的な経営改革と改善を実行し、独立した事業主体として自立した経営の実現を求めます。また、段階的に削減する補助金や指定管理料により市財政の負担軽減を図ります。

その他の関係団体についても自主・自立運営に向けて、職員の派遣等の見直しや役員等への就任のあり方を検討します。

【方策】

- ① 第三セクターの経営改善と自立促進

（５）行政サービスの質の向上

行政サービスは、地方分権の進展と少子高齢化、人口減少などの社会情勢の変化に伴い、

高度化・多様化が進んでいます。サービスの範囲を拡大するだけでなく、サービスの水準や受益の適否を検証したうえで、質の向上が求められます。質の高い効率的な行政サービスを提供するため、市民ニーズの変化に即応し、窓口延長や施設開館時間等の見直し、行政手続の簡素化等に取り組み、インターネットを介するホームページや SNS^{一三}、CATV 等での情報提供サービスの充実を図るなど、市民満足度の向上に努めます。

【方策】

- ① ICT^{一四}活用による行政サービスの拡充

Ⅱ 健全な財政基盤の整備【足腰の強い財政運営】

人口減少に伴う地方交付税や税収などの財源の減少に対し、市民サービスの維持に係る社会保障経費の歳出増加が見込まれます。財政基盤の強化と安心できる将来像の構築に向けて、コストの縮減を意識した行政経営の視点で、施策の重点化を図るとともに全ての事務事業を原点から見直すことで、「足腰の強い」行財政運営を推進します。

また、行財政改革を進めるため、複雑化・多様化する行政課題に的確に対処し、自らの課題として取り組む職員の育成や資質の向上が必要です。

（１）財政の健全化

社会情勢や市民ニーズの変化に伴い行政サービスの範囲が増大する一方、限られた財源で真に必要なサービスを提供していくためには、施策の重点化や事務事業の見直しなどによる行政コストの縮減が必要です。

また、自主財源の確保に努めるとともに、受益者負担の原則に基づき施設の利用料金等を検証し、必要な見直しを行うなど、財政の健全化を図る必要があります。

さらに、補助金等の見直しや公営企業の健全経営、公有財産の有効活用と整理合理化を進め、各種公共事業計画や委託業務の見直し、建設コスト等の削減、事務的経費の一層の節減などで歳出の抑制を図ります。

【方策】

- ① 歳出経費の徹底的な見直しと公有財産の整理合理化
- ② 税収納の徹底と公共料金の見直しなどによる自主財源の確保
- ③ 補助金・交付金等の整理合理化と交付制度の見直し
- ④ 地方公営企業の経営健全化
- ⑤ 公共施設の再編（機能強化、統廃合、民営化）

（２）定員管理と人件費の適正化

定員適正化計画^{一四}に掲げた職員数の削減目標を達成するため、事務事業の内容や業務量、人員配置などを常に把握・検証し、繁忙期における職員間の協業体制の継続を図り、定員の適正化と人件費の抑制に取り組みます。

また、「働き方改革」を進めるため、RPA^{一五}、AI^{一六}などの情報技術を活用した業務改革（BPR^{一七}）に取り組み、給与・人事制度の運用の見直しや水準の適正化を図ります。

【方策】

- ① 組織再編や業務の整理、統廃合に伴う職員数の削減
- ② RPA や AI などの導入による業務の効率化

（３）人材育成推進と多様な人材の確保

地方分権の進展に伴い、自治体が地域の課題を自ら解決していくことが求められます。このため、職員には個々の資質と政策形成能力の向上が求められることから、職員研修計画に基づく能力開発や意識改革を図り、他団体への研修派遣や人事交流を通して、先見性と幅広い視野を備えた職員の養成に努めるとともに、職員研修の充実を図ります。

さらに、行政課題に迅速に対応するため、職員間の連携・調整体制を強化するとともに、地域のボランティア活動等への参加を通して、市民と積極的に交流を図る職員の育成に努めます。

また、専門的業務の対応には、分野に精通した人材や意欲のある人材を充てることが効果的です。優秀な人材を確保するため、専門性の高い職務経験者を採用するとともに、人材育成に主眼をおいた人事評価制度を導入し、個々の職員の適性を踏まえた効果的な人員配置に努めます。

【方策】

- ① 実務研修や自己啓発等を適切に組み合わせた人材育成
- ② 多様な人材の確保と専門的業務に対応した職員配置

Ⅲ 市民とともに取り組む市政の推進【市民が主体の行政】

行政経営の原点を市民の立場に置き換え、将来を見据えながら「今やるべきこと」を見極めていくことが必要です。そのため、改革に対する前向きな姿勢と、改善に向けた積極的かつ迅速な取り組みが求められることから、まちづくり基本条例に掲げた「市民参画」と「情報共有」の指針を遵守し、市民との協働で真に必要な行政サービスを、柔軟性とスピード感をもって提供していきます。

また、急激な人口減少や過疎化による地域の危機的状況が懸念される中、地域としての機能を持続するため、自治会、市民団体、事業者、学校、行政など地域内の多様な団体等や市民が自ら考え行動する市民総参加（総働^{一八}）による地域づくり「小規模多機能自治」がはじまったことを踏まえ、行政でできること、やるべきことを整理し、市民とともに取り組む協働の市政を推進します。

（１）公正性確保と透明性の向上

市政の公正性確保と透明性の向上を図るため、引き続き行政手続きの適正化に努め、広報紙やホームページなどの広報媒体や情報公開コーナーの充実、会議の公開などの、情報共有を推進し、説明責任の明確化に取り組むとともに、個人情報保護制度の趣旨を踏まえた適正な情報管理の徹底に努めます。

また、行政施策を市民とともに構築推進していくため、各種審議会や委員会での議論に、広く市民の意見が反映されるよう、審議会等における委員公募、女性委員の登用拡大、パブリックコメント^{一九}などを積極的に実施します。

【方策】

- ① 民意を反映するための審議会・委員会等の体制整備
- ② 公聴制度の充実

（２）市民協働の市政の推進

まちづくり基本条例に掲げた「市民が主体の原則」、「情報共有の原則」、「協働の原則」の基本理念に基づき、市民や団体の自主的なまちづくり活動を支援するとともに、行政と市民が互いの役割を理解し、連携して課題解決に取り組む協働の市政を実現します。

また、協働によるまちづくりをより一層推進するため、課題解決型の小規模多機能自治を支援します。

【方策】

- ① 市民の自主的・主体的な地域活動や交流活動の支援
- ② 市民協働による事業の展開

第４ フォローアップの実施

行革大綱で示す「行政改革の推進項目」に関する進捗状況について、毎年、行革実施計画の実績評価にあわせてフォローアップを実施します。

実績評価の結果、大幅な状況変化や市の財政状況に著しい悪化兆候が見受けられる場合には速やかに行革大綱を改訂します。また、行革実施計画の推進期間である５年ごとに計画の進捗状況や社会環境の変化などを検証し、対応する必要がある場合には、随時、見直しを行います。

第５ まとめ

少子高齢化や人口減少・過疎化に加えて循環型社会の構築や次世代につなげる SDGs^{二〇}を達成するための取り組みなど、喫緊の政策課題が山積する局面にあっては、何事にもPDCA マネジメントサイクル^{二一}の手法をもって着実に取り組む必要があります。

一方、市民ニーズが多様化する中では、限られた行政資源（財源や人）で、全ての市民が全てのサービスに満足できるような施策の展開は不可能です。このため、施策や事務事業の「選択と集中」を図り、メリハリのある行政経営を実現させなければなりません。

この大綱を踏まえた行財政改革を進めることで、南砺市の強みを伸ばし、弱みを克服しながら、地域の魅力を開拓し、夢と希望の持てる南砺市のあるべき姿の実現を目指します。

○用語説明

一 【地方分権一括法】

正称は、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」。地方公共団体の事務に関する記述のある法律のうち、改正が必要な 475 本の法律の改正部分を、1 本の法律として改正した。平成 11 年（1999 年）に制定され、一部を除き平成 12 年（2000 年）4 月に施行された。地方分権を推進し、地方の裁量性を高めて国の関与を少なくすることで、中央と地方のこれまでの上下関係を対等・協力の関係に改め、地方自治の活性化を図ることを目的としている。

二 【機関委任事務】

地方公共団体の首長（都道府県知事、市町村長）等が法令に基づいて国から委任され、「国の機関」として処理する事務のことで、平成 12 年 4 月の地方分権一括法施行により廃止された。

三 【小規模多機能自治】

概ね旧小学校区など（本市で言えば 31 地域づくり協議会単位）の範囲において、地域内の住民と地域内の多様な主体により構成された地域共同体が、地域の実情や課題に応じて住民の福祉等を増進する、「総働」による課題解決型の住民自治の取り組み。

四 【地方交付税】

地方公共団体の財源不足や団体間の財政不均衡を是正し、その事務を遂行できるよう国から地方公共団体へ交付される資金。国税収入のうちから一定の比率で交付される。

五 【合併特例債】

合併後の地域振興や旧地域間の格差是正などの名目で起債できる地方債のこと。平成 24 年 6 月に、当初 10 年間であった発行期限が延長され、東日本大震災の被災地では合併後 20 年間、被災地以外は 15 年間にわたり特例債の発行が可能になった。市町村建設計画に基づく事業のうち、特に必要と認められる事業に限り使うことができるもので、事業費の 95% に充当でき、元利償還金の 7 割は交付税措置される。

六 【実質公債費比率】

自治体の一般財源収入に対する地方債返済額の比率。18%以上になると、新たに地方債を発行する際、公債費負担適正化計画を立てて国や県の許可が必要になる。25%以上の団体は財政健全化計画や財政再生計画に基づく許可が必要で、地方債の発行が大きく制限される。

七 【行政評価】

行政が実施する施策や事務事業について、実施状況や成果の評価を行い、必要性・有効性・効率性等を分析し、改革・改善を行う組織の経営管理手法の一つ。

八 【スクラップ・アンド・ビルド】

組織や事業の拡大を抑制するため、新設する場合には、それに相当する既存の組織や事業を廃止すること。

九 【PPP・PFI】

PPP（Public Private Partnership の略）は、行政と民間が協力して公共サービスを効率的に運営すること。官民パートナーシップ、官民連携ともよばれる。

PFI（Private Finance Initiative の略）は、社会資本整備の民間事業化のこと。自治体の公共部門が対応してきた公共施設などの整備を官民役割分担のもとに、民間の資金や能力、ノウハウを活用することでより効率的に行おうとする考え方。

一〇 【指定管理者制度】

地方公共団体の公の施設の管理にあたり、指定を受けた指定管理者が管理を代行する制度。株式会社や地域団体などの民間事業者も施設管理を代行することが可能となった。

一一 【第三セクター】

公企業を第一セクター、民間企業を第二セクターと呼ぶことから、国や地方公共団体と民間の共同出資による事業体をいう。地域開発・交通その他の分野で設立されている。

一二 【SNS】

Social Networking Service の略。インターネットを介して人間関係を構築できる Web サービスの総称で、「情報の発信・共有・拡散」という機能が特徴。

一三 【ICT】

Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。従来の I T の意味する情報技術（コンピュータ技術）に加えて、それを使った伝達能力（コミュニケーション）を強調した表現。

一四 【定員適正化計画】

平成 9 年の地方分権推進委員会第 2 次勧告において、組織の肥大化を抑制し、住民の行政需要に的確に 대응していくため、すべての地方公共団体において、計画期間を定め、目標数値を掲げた定員適正化計画を策定し、公表するものとされた。

一五 【RPA】

Robotic Process Automation の略で、ロボットによる仕事の自動化を指す。

一六 【AI】

Artificial Intelligence（人工知能）の略。

一七 【BPR】

Business Process Re-engineering（業務改革）の略。

一八 【総動】

地域内の住民と地域内の多様な主体により構成された地域共同体による、地域内で取り組む協働。

一九 【パブリックコメント】

市の基本方針や計画等について、事前に案を示して広く市民から意見や情報を募集すること。

二〇 【SDGs】

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。

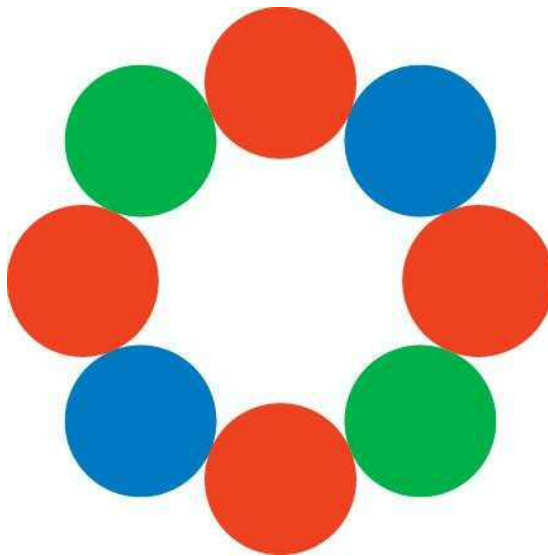
2015 年に国連で全会一致で採択された 2030 年までに達成を目指す 17 分野の目標。

二一 【PDCA マネジメントサイクル】

プロジェクトの実行に際し、計画をたて（Plan）、実行し（Do）、その評価（Check）にもとづいて改善（Action）を行うという工程を継続的に繰り返す仕組み（考え方）のこと。PDCA サイクルの特徴は、プロジェクトを流れて捉え、評価を次の計画に活かしてプロジェクトをより高いレベルにもっていくことで、民間企業では品質向上や経費削減などに広く用いられている。

第3次南砺市行政改革実施計画（案）

計画期間：令和2年度～6年度



令和2年3月（予定）

南砺市行政改革推進本部

目 次

I 将来へ向かって持続可能な行政運営の推進【行政と民間の役割分担】	1
（１）事務事業の見直し	
（２）民間委託の推進	
（３）行政組織機構の見直し	
（４）第三セクター及び関係団体への関与の見直し	
（５）行政サービスの向上	
II 健全な財政基盤の整備【足腰の強い財政運営】	3
（１）財政の健全化	
（２）定員管理と人件費の適正化	
（３）人材育成推進と多様な人材の確保	
III 市民とともに取り組む市政の推進【市民が主体の行政】	5
（１）公正性確保と透明性の向上	
（２）市民協働の市政の推進	
《参考》	7

第3次南砺市行政改革実施計画の策定について

本市では、平成18年3月に「南砺市行政改革大綱」及び「南砺市行政改革実施計画」を策定し、事務事業の見直しや組織機構の改革、財政の健全化、職員数の削減などを進めてきましたが、公共施設の再編・統廃合や第三セクターの経営改革など未だに解決されていない課題がいくつかあります。

これまでの取り組みを検証し、課題を明確にしたうえで改革を継続していく必要があることから、行政改革推進の指針である「南砺市行政改革大綱」を改訂し、「Ⅰ 将来へ持続可能な行政運営の推進【行政と民間の役割分担】」、「Ⅱ 健全な財政基盤の整備【足腰の強い財政運営】」及び「Ⅲ 市民と共に取り組む市政の推進【市民が主体の行政】」を3つの重点目標に掲げました。

この実施計画では、3つの重点項目の達成に向けて改革事項を定め、令和2年度から6年度までを計画推進期間として、PDCAマネジメントサイクルの手法により毎年度の進捗管理を行いながら改革に取り組めます。

【指標（目標値）】…令和6年度までに達成を目指している目標値を記載しました。

Ⅰ 将来へ向かって持続可能な行政運営の推進【行政と民間の役割分担】

（1）事務事業の見直し

① 行政が実施する施策の選択や重点化

No.	改革事項	取り組み内容	新継別	指標（目標値）	統括部局（課室）
1	第2次総合計画の効果的な施策の実施	毎事業年度終了後に、総合計画の成果指標・KPI等の検証・評価を行い、次年度以降における個別事業の取組内容の改善・見直しを行うとともに、将来像達成に向けた成果の向上を図る。	新	成果指標の進捗率 R1:指標なし⇒R6:100%	地方創生推進課

② 行政評価等による事務事業の改革・改善、整理・統廃合

No.	改革事項	取り組み内容	新継別	指標（目標値）	統括部局（課室）
2	事務事業の再編・整理・廃止・統合	施策評価及び事務事業評価の結果を市政に反映させ、効果的・効率的な行政運営を行うとともに、行政経営の透明性を高め、市民に対する説明責任を果たすために評価シートを公表する。 また、事務事業評価の結果に基づき、不用・不急と判断される事務事業は統合・廃止を検討する。	継	指標①行政サービス（市役所の仕事）の水準が適正だと思ふ市民の割合 H30:71.9%⇒R6:75.0% 指標②統合・廃止・改善事務事業件数 R1:1件/年⇒R6:2件/年	行革・施設管理課

（2）民間委託の推進

① 業務の民営化の推進

No.	改革事項	取り組み内容	新継別	指標（目標値）	統括部局（課室）
3	市立保育園の民営化の検討	少子化の進展や新たな市民ニーズに対応するため、保育サービスの内容や運営方法、民営化の検討など、時代に相応しい保育園のあり方を検討する。	継	保育園のあり方検討を終えた保育園数 R1:0園⇒R6:12園	こども課
4	窓口業務等の民間委託	これまで行政が行ってきた窓口業務等の事務事業の効率化を検証する中で業務委託や業務改革に取り組み、市民サービスの向上と職員の負担軽減を図る。	新	窓口業務の効率化の検討を終えた業務数 R1:指標なし⇒R6:311件（市民センター業務数）	行革・施設管理課

② 指定管理者制度の適正な運用と PPP・PFI 手法の活用

No.	改革事項	取り組み内容	新継別	指標（目標値）	統括部局（課室）
5	指定管理者制度の適正な運用	直営公共施設を対象に制度導入の可能性を検討するとともに、PPP・PFI 手法に代表される民間ノウハウ等を活用した創意工夫により、良質なサービスの提供と経費節減を推進する。また、既に指定管理者制度を導入している施設についても運営内容及び導入効果を検証し、適正な運営となるよう指導に努める。 指定管理者評価委員会（外部委員）の意見を踏まえ、制度の運用改善を図る。	継	指標①モニタリング対象施設の A 評価の割合 R1:30%⇒R6:50% 指標②PPP・PFI 手法導入検討延べ施設数 R2:0 施設⇒R6:3 施設	行革・施設管理課

（３） 行政組織機構の見直し

① 新たな行政課題や社会情勢の変化に対応できる効率的な行政組織の構築

No.	改革事項	取り組み内容	新継別	指標（目標値）	統括部局（課室）
6	柔軟で効率的な行政運営を行なうための組織機構、機能の見直し	職員数の削減など行政のスリム化が求められる中、社会情勢の急速な変化に対応するための事務分掌を継続的に検証し、簡素かつ効果的・効率的な組織機構となるよう取り組む。	継	組織機構の見直し検討 ヒアリング調査回数 R1:1 回/年⇒R6:1 回/年以上 ※今後も継続した取り組みを行なう	総務課

② 小・中学校のあり方検討

No.	改革事項	取り組み内容	新継別	指標（目標値）	統括部局（課室）
7	小・中学校のあり方検討	少子化の進展による児童・生徒数の減少や学校教育制度の多様化及び弾力化に対応するため、小・中学校の教育課程を一貫して行う義務教育学校の設置を含めた小・中学校のあり方を検討する。	新	小・中学校のあり方検討を終えた小・中学校数 R1:0 校⇒R6:17 校（小学校 9、中学校 8）	教育総務課

（４） 第三セクター及び関係団体への関与の見直し

① 第三セクターの経営改善と自立促進

No.	改革事項	取り組み内容	新継別	指標（目標値）	統括部局（課室）
8	第三セクター改革プランによる経営改善	第三セクター改革プランの確実な取り組みで経営健全化を図り、第三セクターの経営的自立と市の財政負担の軽減を目指す。	継	指標①対象法人 11 法人（実数 7）の財政的関与合計 R1:80,209 千円 ⇒R6:57,011 千円 指標②対象法人 11 法人の人的関与団体数 R1:1 団体⇒R6:0 団体	行革・施設管理課

（５） 行政サービスの質の向上

① ICT 活用による行政サービスの拡充

No.	改革事項	取り組み内容	新継別	指標（目標値）	統括部局（課室）
9	電子申請の促進	市民が便利だと実感できる行政サービスを拡充、促進するため、マイナンバーカードの活用や厳格な本人確認を必要としない電子申請（講座や研修会等の申込、各課の申請業務等）に取り組む。	新	電子申請システムを使ったフォーム延べ件数 R1:5 件⇒R6:10 件	情報政策課

Ⅱ 健全な財政基盤の整備【足腰の強い財政運営】

(1) 財政の健全化

① 歳出経費の徹底的な見直しと公有資産の整理合理化

No.	改革事項	取り組み内容	新継別	指標（目標値）	統括部局（課室）
10	経常経費の削減	業務執行全般に係る経費節減を促進するため、年度内の計画的な執行に努める。 市が支出する補助金に終期を設定し、事務事業評価結果などをもとに目的を達成した補助金（補助事業）を終了する。 定員適正化計画に基づく職員の適正配置を図り、人件費の削減に努める。 公共施設再編計画に基づく公共施設の統廃合を進め、維持管理経費の削減に努める。	継	経常経費比率 （一般的に、70%～80%が適正な範囲である。） R1:86%⇒R6:80%	財政課
11	公債費の適正な管理	財政指標などを活用し、市民が理解しやすく総合的に把握可能な財政状況の公表方法を検討する。 新規市債の発行にあたっては、後年度元利償還が交付税で措置される有利な起債を最優先に借り入れる。 後年度の利払い負担を軽減するため積極的に繰上償還を実施するとともに、将来の償還額負担に対応するため減債基金の充実を図る。	継	実質公債費比率 （18%以上の地方公共団体は地方債許可団体となるため、18%を超えない比率を継続していく。） R1:3.7%⇒R6:4.0%	財政課
12	公共施設用地の借地の解消	公共施設のための土地賃借契約を解除し、設置目的を達成するために課題となる借地を解消する。 使用頻度の低い施設は中止または解体し賃借をやめるか継続使用する用地を購入できるように取り組む。	新	借地を解消した延べ件数 R1:0件⇒R6:5件	財政課

② 税収納の徹底と公共料金の見直しなどによる自主財源の確保

No.	改革事項	取り組み内容	新継別	指標（目標値）	統括部局（課室）
13	滞納対策強化による収納率の向上	債権管理の徹底と滞納処分を強化し、滞納繰越額の縮減と収納率の向上を図る。 特に新規滞納者の発生を抑制することが重要であるため、早期の個別催告や生活実態調査と併せ、財産調査も強化し、適切な納付指導に努める。 また、関係する部署とも連携し、公平な負担の確保と収納率の向上を図る。	継	滞納繰越額の収納率 一般市税分 R2:14.0%⇒R6:14.8% 国保税分 R2:21.0%⇒R6:21.8%	税務課
14	企業版ふるさと納税の推進	市が実施する施策やプロジェクト・事業の財源として、企業版ふるさと納税の活用を進める。	新	企業版ふるさと納税を活用した延べ事業件数 R1:指標なし⇒R6:10件	地方創生推進課
15	公共施設利用に係る受益者負担の適正化	公共施設の利用に係る使用料等の受益者負担について、施設の利用者と未利用者間の負担の公平を図り、市民の理解を得ながら社会経済情勢の変化等に応じた適正な料金を設定する。	継	適正化基準に基づく新料金の運用開始施設数 R1:0館⇒R2:27館（体育館19、文化センター8）	行革・施設管理課
16	市の各種媒体への有料広告掲載等の拡充	広報なんと、市ホームページなどの広報媒体や業務用封筒などへの有料広告掲載を促進する。庁舎統合による広告掲載の需要が見込めることから、対象となる媒体を整理し、柔軟な発想でスポンサーの獲得に取り組み、自主財源の拡大を目指す。	継	スポンサー数 R1:34社（者）/年 ⇒R6:45社（者）/年	情報政策課
17	手数料の見直し	受益者負担の適正化の観点から、一般廃棄物処理手数料について、処理コストに見合った適正な水準への見直しを図る。	新	廃棄物処理コストに見合った適正な手数料の検討を終えた延べ件数 R1:0件⇒R6:1件	エコビレッジ推進課

③ 補助金・交付金等の整理合理化と交付制度の見直し

No.	改革事項	取り組み内容	新継別	指標（目標値）	統括部局（課室）
18	南砺市補助金等のあり方に関するガイドラインに基づく適正な補助金の交付	平成30年度に策定したガイドラインに基づいた各種補助金等の適正な交付について、公益性、公平性、有効性について検証し、現状維持となるものと縮減対象となるものに分類し、縮減対象となるものはR2～R4までの3カ年で段階的に縮減し、補助率も補助対象事業費の50%以内となるように取り組む。	新	ガイドライン達成率 （補助金等実施主体の補助率1/2以内の達成率） R1:93.5%（529/566件） ⇒R6:100%	財政課

④ 地方公営企業の経営健全化

No.	改革事項	取り組み内容	新継別	指標（目標値）	統括部局（課室）
19	病院改革プランによる経営改善	「新南砺市立病院改革プラン」の進捗を検証し、経営の一元化や機能分担を専門部会、幹事会、推進委員会で話し合い、病院運営改革委員会で審議し、良質な病院経営に引き続き取り組む。	継	医業収支比率 H30:90.9%⇒R6:92.0%	医療課

⑤ 公共施設の再編（機能強化、統廃合、民営化）

No.	改革事項	取り組み内容	新継別	指標（目標値）	統括部局（課室）
20	市有資産の民間活用促進と整理譲渡	第2次南砺市公共施設再編計画の方向性に基づき、施設の統廃合、売却・譲渡を促進する。また、普通財産の売却や貸付しすることで、有効な利活用に向けて取り組み、効率的な財産管理を図る。	継	再編対象施設の普通財産への移行延床面積 R1:16,000㎡ ⇒R6:62,000㎡	行革・施設管理課

（2）定員管理と人件費の適正化

① 組織再編や業務の整理、統廃合に伴う職員数の削減

No.	改革事項	取り組み内容	新継別	指標（目標値）	統括部局（課室）
21	定員適正化計画に基づく職員定数の適正化	適正な業務の執行を確保し、組織再編や業務の整理・統廃合に対応した計画的な職員配置や定員管理を図り、定員適正化計画に基づいた適正な定員管理に取り組む。	継	職員数 R2:556人⇒R6:519人	総務課

② RPA や AI などの導入による業務の効率化

No.	改革事項	取り組み内容	新継別	指標（目標値）	統括部局（課室）
22	時間外勤務手当の適正な支給及び長時間労働の削減	RPA や AI などの ICT 技術の導入で、複雑・多様化する事務事業の業務効率化を促進し、職員の長時間労働の抑制を図る。また、代休振替制度や勤務日の適切な割り振り、フレックス制やテレワークなど弾力的労働時間制度の導入を検討し、時間外勤務手当の適正な支給に繋げる。 一方で、働き方改革やワークライフバランスの観点から、時間外勤務時間管理の適正化を進めるために、所属内での効率的・効果的な仕事の進め方の指導や、事務事業廃止に伴う業務量の削減、一人あたりの実質労働時間の縮減を図る。	継	指標①RPA 導入による業務削減時間 R1:400時間/年 ⇒R6:1,000時間/年 指標②時間外勤務手当支給申請時間と実在席時間との乖離時間数 （管理職、2病院・保育園を除く） R1（推計値）:平均180時間/人/年⇒R6:平均160時間/人/年	総務課

(3) 人材育成推進と多様な人材の確保

① 実務研修や自己啓発等を適切に組み合わせた人材育成

No.	改革事項	取り組み内容	新継別	指標（目標値）	統括部局（課室）
23	職員研修計画に基づく研修の実施	職員一人ひとりの能力開発及び意識改革を図るとともに、職務に応じた知識や技術を習得させ、質の高い行政サービスを目指し、職員研修計画による研修メニューを充実させ受講者増加に取り組む。	継	延べ受講者（職員）数 R1:580人/年⇒R6:580人/年 ※職員数減少のため実質増加	総務課

② 多様な人材の確保と専門的業務に対応した職員配置

No.	改革事項	取り組み内容	新継別	指標（目標値）	統括部局（課室）
24	多様な人材の登用	専門的な事務事業に対応するためには、その分野に精通した人材や意欲のある人材を登用することが効率的であることから、民間の職務経験者の採用や一定期間を定めた任期付雇用を実施する。	継	指標①採用試験の応募倍率 R1:3.37倍⇒R6:4.0倍 指標②延べ任期付職員数 R1:0人⇒R6:4人	総務課

Ⅲ 市民と共に取り組む市政の推進【市民が主体の行政】

(1) 公正性確保と透明性の向上

① 民意を反映するための審議会・委員会等の体制整備

No.	改革事項	取り組み内容	新継別	指標（目標値）	統括部局（課室）
25	女性委員登用の拡大	男女共同参画社会の実現に向けて審議会、委員会等における女性委員の登用の拡大に取り組む。	継	公募委員選考委員会に係る審議会等の女性委員登用率 R1:36.6%⇒R6:40%	南砺で暮らしません課

② 公聴制度の充実

No.	改革事項	取り組み内容	新継別	指標（目標値）	統括部局（課室）
26	市民意見の聴取方法の充実・聴取機会の拡充	市民ニーズを市政に反映させるための意見発言の機会である市政懇談会やまちづくり検討会議や未来ミーティング等に、政治離れが懸念されている若年層の参加を促進し、幅広い年齢層が意見や提言をしやすい環境づくりに取り組む。	継	市民からの意見提言件数 R1:70件/年⇒R6:100件/年	情報政策課
27	見やすい探しやすい市ホームページの検討	市ホームページ閲覧利用者の目的とする情報検索を容易にする視点に立って改修を行い、利用者の満足度を上げる。	新	市ホームページ閲覧件数 R1:90万件/年⇒R6:110万件/年	情報政策課
28	公聴機会の充実	計画策定や条例の制定・改廃を行う場合、パブリックコメント実施前に住民説明会や意見交換会を開催し、広く市民の意見を取り入れる機会を充実させる。	新	パブリックコメント事前公聴機会の開催割合 R1:21.4%⇒R6:30%	南砺で暮らしません課

(2) 市民協働の市政の推進

① 市民の自主的・主体的な地域活動や交流活動の支援

No.	改革事項	取り組み内容	新継別	指標（目標値）	統括部局（課室）
29	地域内分権制度の推進	地域内で行う地域活性化や安全対策、環境整備等には、行政と自治組織との連携強化が効果的であることから、協働体制構築に向けた勉強会や円卓会議等を開催する。	継	勉強会や円卓会議等の開催回数 R1:3回/年⇒R6:6回/年	南砺で暮らしません課
30	市民の主体的な活動の促進	小規模多機能自治の推進により、交流センターを拠点とした事業活動に取り組める体制ができたことから、地域にある施設（道路、公園等）の維持管理や水道メーター検針などの行政で実施していた事業の中から、地域住民で実施した方が、事業拡大が期待される事業は地域が主体となって実施する。	新	地域で行った方が効果の高い事業の地域への延べ移行件数 R1:0件⇒R6:5件	南砺で暮らしません課

② 市民協働による事業の展開

No.	改革事項	取り組み内容	新継別	指標（目標値）	統括部局（課室）
31	収益事業による持続可能な地域づくりの展開	要支援認定を受けた方等に対して、住民（ボランティア）が「通いの場」を設け、体操・運動等の活動等を行うサービス（通所型サービスB）や資源ゴミの回収、農家レストランなどの地域住民主体で収益事業に取り組み、持続可能な地域づくりを目指す。	新	通所型サービスBなどの延べ実施団体数 R1:6団体⇒R6:11団体	南砺で暮らしません課

《参考》

本市を取り巻く現状 [財政・人口・公共施設・職員数]

(1) 今後の財政見通し (歳入一般財源と性質別経費一般財源の見込み) : 財政課 (R 元年 5 月)

今後の財政見通し(歳入一般財源と性質別経費充当一般財源の見込み)

■令和元年度以降における財政見通し(普通会計)については、当初予算ベース(総合計画実施計画ローリングを踏まえ)で作成しているものであり、今後策定予定である第2次総合計画(令和2年度～6年度)や、庁舎機能の再編を含む公共施設再編計画の進捗等により、その見通しが大きく変動することが予想されるため、平成30年度決算を踏まえ、再度見直しを図っていくこととしています。
なお、経常的に生ずる見込みの一般財源不足への対応策として、①一般行政経費に対する△5%シーリングの継続、②投資的経費に対するマイナスシーリングの実施、③行財政改革の推進を行います。

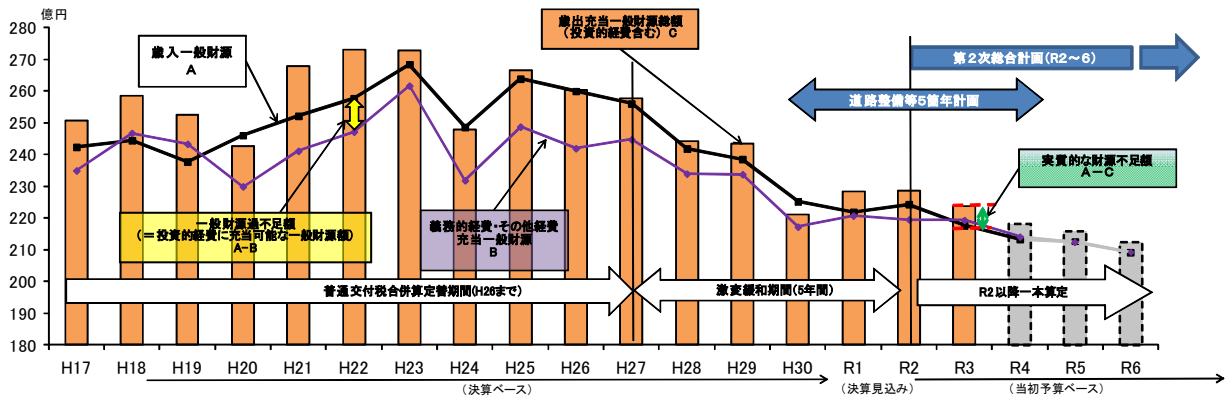
●シミュレーションの前提

①普通交付税については、合併算定替えによる段階的縮減額を令和元年度まで見込んでいます。なお、令和3年度算定から、令和2年度実施の国勢調査人口が適用されることから、人口減による影響額を△5億円として試算し、令和3年度以降は、同額で推移するものとして試算しています。

②将来的な公債費負担の軽減を図るため、H29年度以降、減債基金から2.8億円程度を計画的に繰り入れることとしています。なお、公債費のピークは令和4年度を見込んでいます。

③義務的経費のうち、人件費については令和2年度までは定員適正化に基づく試算、令和3年度以降は退職者の3/4補充の職員数として仮試算、扶助費については、平成30年度以降、年率で1.65%の伸びで試算、また、公債費については、償還計画に基づき計上しました。

④令和2年度以降、事業成果が高いと認められる旧総合戦略事業については、制度設計の見直しを図り、事業の整理統合を行った上で市単独事業として継続するものとして1.0億円を計上しています。



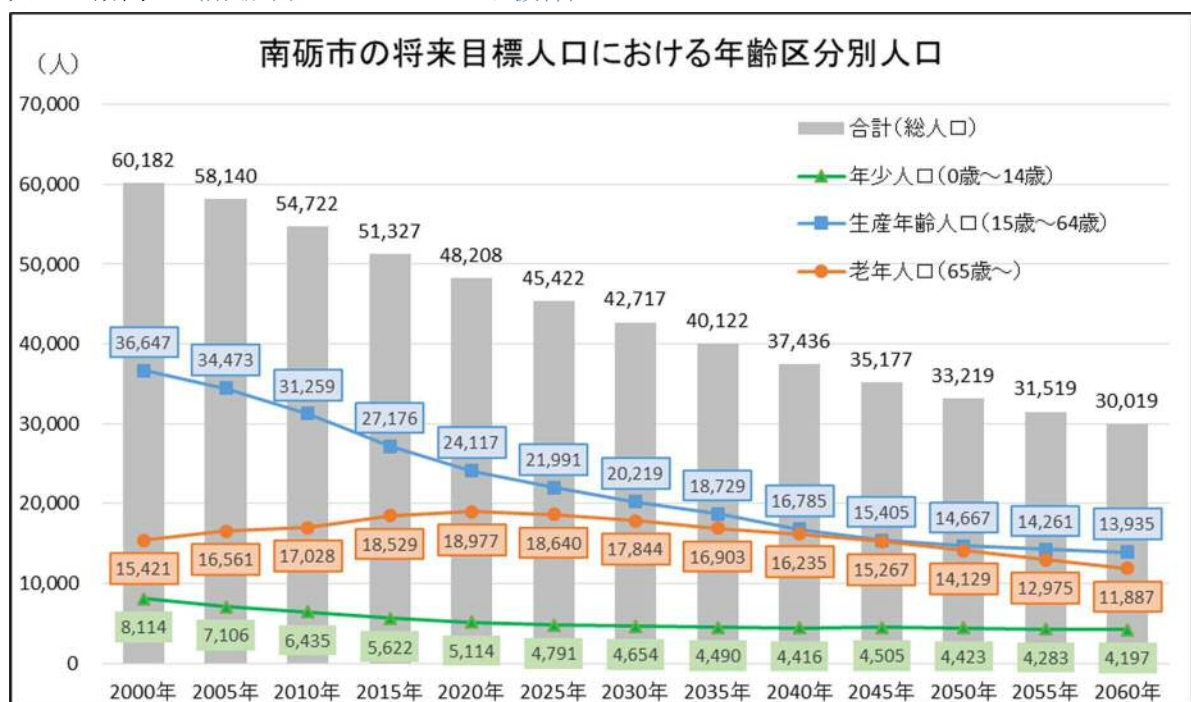
●歳入一般財源と歳出充当一般財源との差額の推移

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
歳入一般財源 A	242.3	244.4	237.7	246.0	252.1	257.7	268.4	248.6	263.8	259.9	256.0	241.8	238.5	225.2	221.9	224.3	217.6			
うち合併算定替え以降の普通交付税										139.6	133.9	125.9	122.1	120.2	116.0	116.0	111.0			
義務的経費、その他経費 充当一般財源 B	234.9	246.7	243.3	229.9	241.1	247.1	261.6	231.8	248.7	241.9	244.7	233.7	233.7	217.2	220.7	219.5	219.3			
歳出充当一般財源総額 (投資的経費含む) C	250.6	258.5	252.5	242.7	267.7	273.1	272.7	247.9	266.4	260.2	257.8	244.2	243.5	221.2	228.4	228.6	223.6			
差 額 A-B	7.4	△ 2.3	△ 5.6	16.1	11.0	10.6	6.8	16.8	15.1	18.0	11.3	7.9	4.8	8.0	1.2	4.8	△ 1.7			
差 額 A-C	△ 8.3	△ 14.1	△ 14.8	3.3	△ 15.6	△ 15.4	△ 4.3	0.7	△ 2.6	△ 0.3	△ 1.8	△ 2.4	△ 5.0	4.0	△ 6.5	△ 4.3	△ 6.0			
(参考) 財政調整基金残高	52.1	52.1	47.2	43.5	45.7	53.9	64.1	64.3	64.6	64.9	60.2	59.4	30.8	34.8	28.3	24.0	18.0			
(参考) 減債基金残高	23.3	18.4	18.4	18.6	23.5	34.6	53.9	54.1	64.9	65.2	65.4	65.8	61.1	58.3	55.3	52.4	49.6			
実質公債費比率(3ヵ年平均)	17.2	20.5	21.2	19.8	16.9	14.3	12.4	10.1	8.1	7.2	6.1	4.7	3.9	3.6	4.2	5.1	6.7			

【表中の用語】

- ・歳入一般財源 …… 市税、地方譲与税、交付金、地方交付税、臨時財政対策債借入額、前年度繰越金
- ・義務的経費充当一般財源 …… 人件費、扶助費、公債費に充てた一般財源
- ・その他経費充当一般財源 …… 義務的経費、普通建設事業費、災害復旧事業費以外の経費に充てた一般財源。補助費、物件費、繰出金が主なもの。

(2) 人口の動向 (南砺市人口ビジョンより抜粋)



(3) 公共施設再編の概要 (第2次南砺市公共施設再編計画より抜粋)

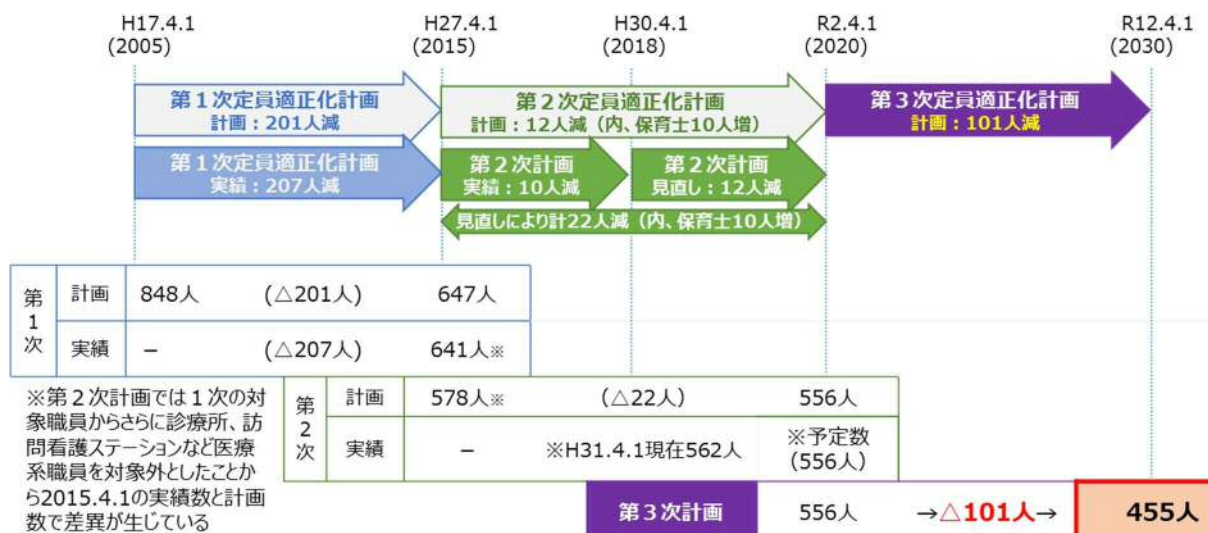
南砺市公共施設等総合管理計画では、公共施設保有総量で約50%、25万㎡を目標に縮減するとしています。この計画における縮減計画面積は18万9,522㎡(詳細は後述の「6 施設ごとの再編の方向性とスケジュール」を参照)となり、南砺市公共施設等総合管理計画の縮減目標面積とは約6万㎡の差となります。

(単位: ㎡)

分類	H27年度末現在		公共施設の縮減計画面積				総合管理計画縮減目標面積	対管理計画増減
	延床面積	施設数	短期(1~5年)	中期(6~10年)	長期(11~30年)	合計		
集会施設	18,497	38	4,470	148	0	4,618	3,700	918
文化施設	29,177	28	1,776	1,229	6,124	9,129	10,700	-1,571
図書館	6,114	5	0	872	2,442	3,314	3,500	-186
博物館等	8,322	13	2,765	0	0	2,765	4,100	-1,335
スポーツ施設	46,783	37	2,138	668	12,846	15,652	28,800	-13,148
産業系施設	80,278	62	29,519	1,735	27,776	59,030	69,400	-10,370
学校	135,061	19	2,823	0	0	2,823	31,600	-28,777
幼保・こども園	21,135	16	0	0	0	0	4,900	-4,900
幼児・児童施設	4,029	14	117	0	1,019	1,136	1,600	-464
高齢福祉施設	40,421	20	32,723	0	3,793	36,516	38,100	-1,584
保健施設	4,033	5	0	2,033	0	2,033	1,400	633
医療施設	2,319	4	0	0	0	0	1,000	-1,000
庁舎等	29,425	8	0	18,925	0	18,925	18,900	25
消防施設	4,016	33	517	0	0	517	800	-283
その他行政系施設	865	5	457	0	0	457	500	-43
公営住宅	43,656	27	1,983	3,287	6,515	11,785	16,900	-5,115
公園	2,389	9	185	0	0	185	0	185
その他	33,315	93	17,335	1,289	2,013	20,637	14,100	6,537
合計	509,835	436	96,808	30,186	62,528	189,522	250,000	-60,478
総合管理計画における縮減目標			66,900	83,800	99,300	250,000		
総合管理計画との差			29,908	-53,614	-36,772	-60,478		

この約6万㎡の相当施設については、5年ごとに人口及び財政状況の推移、施設の利用状況等から抜本的にこの計画を見直す中で、南砺市公共施設等総合管理計画における縮減目標面積の達成に向けて再編に努めます。

(4) 第1次定員適正化計画から第3次定員適正化計画までの計画職員数の推移と目標数 (第3次南砺市定員適正化計画より抜粋)



第3次南砺市行政改革実施計画検討結果表

旧No.	改革事項	取り組み内容	統括部局課	方向性	理由等
9	市立保育園の民営化の検討	急激な少子化の進展や新たな市民ニーズに対応するため、保育サービスの内容や運営方法、民営化の検討など、時代に相応しい保育園のあり方を検討する。	こども課	①継承する	平成29年8月30日の第1回保育園審議会で、「民営化等」については、ゼロベースとの結論に至ったが、特色ある保育園等を選択したい利用者(保護者)のニーズがあることや県内の民営化状況を鑑み、市の財政状況や社会情勢の変化を踏まえて再検討する。
16	経常経費の削減	業務執行全般に係る経費節減を促進するため、年度内の計画的な執行に努める。 市が支出する補助金に終期を設定し、事務事業評価結果などをもとに目的を達成した補助金(補助事業)を終了する。 定員適正化計画に基づく職員の適正配置を図り、人件費の削減に努める。 公共施設再編計画に基づく公共施設の統廃合を進め、維持管理経費の削減に努める。	財政課	①継承する	今後の厳しい財政状況が予想される中、経常経費の削減に努めることは、南砺市の財政計画にとって必須であるため。
17	公債費の適正な管理	財政指標などを活用し、市民が理解しやすく総合的に把握可能な財政状況の公表方法を検討する。 新規市債の発行にあたっては、後年度元利償還が交付税で措置される有利な起債を最優先に借り入れる。 後年度の利払い負担を軽減するため積極的に繰上償還を実施するとともに、将来の償還額負担に対応するため減債基金の充実を図る。	財政課	①継承する	公債費の適正な管理は、南砺市の将来の財政負担に直結する案件である。(南砺市の財政計画上、公債費の平準化に努める必要がある。)
24	公共施設利用に係る受益者負担の適正化	公共施設の利用に係る使用料等の受益者負担について、施設の利用者と未利用者間の負担の公平を図り、市民の理解を得ながら社会経済情勢の変化等に応じた適正な料金を設定する。	行革・施設管理課	①継承する	受益者負担を適正化することに理解は得られるものの、個別施設の値上げを認められない「総論賛成各論反対」の状況。 ガイドラインでは、①料金の算定方法の平準化②減免規定の統一的基準の設定を定めている。①は条例改正案として上程されるが、②は運用面であるため上程案件になっていない。現在は教育部(生涯学習スポーツ課)で減免運用ルールや施行時期を協議検討している。 今期中の目標達成は困難であり、継続的に取り組む。
4	市有資産の民間活用促進と整理譲渡	第2次南砺市公共施設再編計画の方向性に基づき、施設の統廃合、売却・譲渡を促進する。また、普通財産の売却や貸付することで、有効な利活用に向けて取り組み、効率的な財産管理を図る。	行革・施設管理課	①継承する	早期に売却・譲渡に繋がる施設には、限りがあることから、行政サービスの提供を停止することで、以降の管理経費の縮減を図る。 また、改革事項No.19と統合することからタイトルを「市有資産の民間活用促進と整理譲渡」とする。
32	時間外勤務手当の適正な支給及び長時間労働の削減	RPAやAIなどのICT技術の導入で、複雑・多様化する事務事業の業務効率化を促進し、職員の長時間労働の抑制を図る。また、代休振替制度や勤務日の適切な割り振り、フレックス制やテレワークなど弾力的労働時間制度の導入を検討し、時間外勤務手当の適正な支給に繋げる。 一方で、働き方改革やワークライフバランスの観点から、時間外勤務時間管理の適正化を進めるために、所属内での効率的・効果的な仕事の進め方の指導や、事務事業廃止に伴う業務量の削減、一人あたりの実質労働時間の縮減を図る。	総務課	①継承する	時間外勤務の縮減は、ワークライフバランスの向上を図るためにも継承する。また、第3次定員適正化計画にRPAやAI導入をあげており、より効率的で効果的な勤務体系の構築に向けた取り組みを推進する。 また、指標の変更からタイトルを「時間外勤務手当の適正な支給及び長時間労働の縮減」とする。
33	職員研修計画に基づく研修の実施	職員一人ひとりの能力開発及び意識改革を図るとともに、職務に応じた知識や技術を習得させ、質の高い行政サービスを目指し、職員研修計画による研修メニューを充実させ受講者増加に取り組む。	総務課	①継承する	職員の職務内容のレベルアップや業務効率化などによる資質向上は市民サービスに直結する。また、定員適正化計画に基づき職員数が減少することから、研修による職員の資質向上は今後も重要である。
35	多様な人材の登用	専門的な事務事業に対応するためには、その分野に精通した人材や意欲のある人材を登用することが効率的であることから、民間の職務経験者の採用や一定期間を定めた任期付雇用を実施する。	総務課	①継承する	売り手市場にあって各自治体への応募者数が減少する中、職員の構成を考慮しながら取り組むことが必要である。 また、一定期間を定めた雇用については、令和2年4月から任期付職員を最長3年任期で採用できるよう条例を制定する。
36	女性委員登用の拡大	男女共同参画社会の実現に向けて審議会、委員会等における女性委員の登用の拡大に取り組む。	南砺で暮らしません課	①継承する	行革大綱の重点項目にあげられている重要項目であり、まちづくり基本条例の重点事項でもあることから、継続して推進する必要がある。
37	市民意見の聴取方法の充実・聴取機会の拡充	市民ニーズを市政に反映させるための意見発言の機会である市政懇談会やまちづくり検討会議や未来ミーティング等に、政治離れが懸念されている若年層の参加を促進し、幅広い年齢層が意見や提言をしやすい環境づくりに取り組む。	情報政策課	①継承する	行革大綱の重点項目にあげられ、まちづくり基本条例の重点事項でもあることから、継続して推進する必要がある。
6	事務事業の再編・整理・廃止・統合	施策評価及び事務事業評価の結果を市政に反映させ、効果的・効率的な行政運営を行うとともに、行政経営の透明性を高め、市民に対する説明責任を果たすために評価シートを公表する。 また、事務事業評価の結果に基づき、不用・不急と判断される事務事業は統合・廃止を検討する。	行革・施設管理課	②変更して継承する	市民に評価シートを公表し、行政経営の透明性を高めるとともに、評価結果を活用して事務事業の統合・廃止等の検討・実施に繋げることは必要である。 事務事業の統廃合を進める方法を検討し、「不用・不急と判断する事務事業を統合・廃止した件数」を指標に追加することが必要。変更して継承するにあたり、改革事項を「事務事業の再編・整理・廃止・統合」とする。
10	指定管理者制度の適正な運用	直営公共施設を対象に制度導入の可能性を検討するとともに、PPP・PFI手法に代表される民間ノウハウ等を活用した創意工夫により、良質なサービスの提供と経費節減を推進する。また、既に指定管理者制度を導入している施設についても運営内容及び導入効果を検証し、適正な運営となるよう指導に努める。 指定管理者評価委員会(外部委員)の意見を踏まえ、制度の運用改善を図る。	行革・施設管理課	②変更して継承する	指定管理者制度を適正に運用することは、利用者である市民の福祉向上に繋がることから継続する。 ただし、消費税増税や老朽化の進展等に伴い管理コストの縮減には限界があり、利用満足度を数値化して把握することも困難なことから、モニタリング結果を指標とする。
11	柔軟で効率的な行政運営を行なうための組織機構、機能の見直し	職員数の削減など行政のスリム化が求められる中、社会情勢の急速な変化に対応するための事務分掌を継続的に検証し、簡素かつ効果的・効率的な組織機構となるよう取り組む。	総務課	②変更して継承する	庁舎統合に伴う組織機構が公表され、令和2年度から実施するが、組織機構は継続した検討が必要であるため。
12	第三セクター改革プランによる経営改善	第三セクター改革プランの確実な取り組みで経営健全化を図り、第三セクターの経営的自立と市の財政負担の軽減を目指す。	行革・施設管理課	②変更して継承する	第三セクター改革プランの計画期間中(～R8)は進捗管理が必要であり、財政的関与ゼロに向けた段階的な縮減、人的関与については早期の役員就任ゼロ化を目指しながら、自立的経営を促す。
22	滞納対策強化による収納率の向上	債権管理の徹底と滞納処分を強化し、滞納繰越額の縮減と収納率の向上を図る。 特に新規滞納者の発生を抑制することが重要であるため、早期の個別催告や生活実態調査と併せ、財産調査も強化し、適切な納付指導に努める。また、関係する部署とも連携し、公平な負担の確保と収納率の向上を図る。	税務課	②変更して継承する	歳入減が見込まれる中、滞納対策強化による収納率の向上は必須であり、逃げ得を許さず、きちんと納付している納税者との公平感が保たれるよう引き続き滞納対策の強化を図る。
25	市の各種媒体への有料広告掲載等の拡充	広報なんと、市ホームページなどの広報媒体や業務用封筒などへの有料広告掲載を促進する。庁舎統合による公告掲載の需要が見込めることから、対象となる媒体を整理し、柔軟な発想でスポンサーの獲得に取り組み、自主財源の拡大を目指す。	情報政策課	②変更して継承する	現在は「広報なんと」「市HP」「ごみ袋」「図書館雑誌」に広告掲載しているが、庁舎統合を機に「市の業務用封筒」や「窓口番号自動交付機」等の広告募集を目指す。

第3次南砺市行政改革実施計画検討結果表

旧No.	改革事項	取り組み内容	統括部局課	方向性	理由等
30	病院改革プランによる経営改善	「新南砺市立病院改革プラン」の進捗を検証し、経営の一元化や機能分担を専門部会、幹事会、推進委員会で話し合い、病院運営改革委員会で審議し、良質な病院経営に引き続き取り組む。	医療課	②変更して継承する	現在の「新南砺市立病院改革プラン」は令和2年度に終了することから、効果検証し、改革プランを策定し継続して取り組む。
31	定員適正化計画に基づく職員定数の適正化	適正な業務の執行を確保し、組織再編や業務の整理・統廃合に対応した計画的な職員配置や定員管理を図り、定員適正化計画に基づいた適正な定員管理に取り組む。	総務課	②変更して継承する	第3次定員適正化計画の内容を反映して継承する。
40	地域内分権制度の推進	地域内で行う地域活性化や安全対策、環境整備等には、行政と自治組織との連携強化が効果的であることから、協働体制構築に向けた勉強会や円卓会議等を開催する。	南砺で暮らしません課	②変更して継承する	行革大綱の重点項目にあげられており、住民自治の推進を重点的かつ継続的に推進する必要がある。
5	分庁舎方式の検証と庁舎機能の再編	現在の分庁舎方式を検証し、部局及び課室の効率的かつ機能的な配置を検討する。 あわせて、庁舎機能を集約した統合庁舎整備の方向性を決定し、推進する。	行革・施設管理課	③継承しない 1目標達成	庁舎統合となることから目標を達成している。今後の機能再編は機構改革の中で取り組むことから、改革事項としては継承しない。
7	職員提案制度の実施	柔軟で活力のある行政運営を推進するため、政策提言から事務・業務改善まで、組織目標を踏まえた職員提案制度を全庁的に実施する。	総務課	③継承しない 1目標達成	改革事項として取り組んだ「職員提案制度」が定着し、継続的に実施されるため。
8	市が事務局を担っている各種団体の事務の見直し	各種団体事務の取り扱い状況について取りまとめ、行政関与の必要性を見直した上で、民間への移譲等を検討する。	行革・施設管理課	③継承しない 1目標達成	行政が担うべき団体事務以外のものについて移管協議を進め、令和2年7月に向けてほぼ移管協議を終えた。移管困難な事務事業の内、行政センター所管であったものは地域振興室で、担当課所管のものは担当課で、引き続き事務を継続しつつ、移管協議を行うこととしていることから、改革事項としての目標達成している。
13	関係団体の自立・自主性の促進	第三セクター以外の関係団体への市の関与のあり方を検証し、団体の自主・自立運営に向けて、職員の派遣の見直しを行う。 あわせて、役員等への就任のあり方についても検討する。	総務課	③継承しない 1目標達成	関係団体の職員派遣はゼロとなり、目標達成。また、補助金については、新規改革事項「南砺市補助金のあり方に関するガイドラインに基づく適正な補助金の交付」で検証する。
20	庁有車両の見直し	車両の更新時期にあわせて効率的な管理体制を構築する。	財政課	③継承しない 1目標達成	庁舎統合を機に、市有車台数必要台数の方向性が決定したことから、目標達成している。
27	補助金等の整理合理化と交付制度の見直し	各種補助金については、市民ニーズの変化や成果等を総合的に評価し、効率的で効果的な内容となるよう見直しを進めるとともに、原則として終期を設定する。 ＜奨励的補助金＞ 達成目標を設定した計画的な実施に努め、費用対効果の低いものは早期に見直す。 ＜各種団体運営補助金＞ 補助対象団体の公共性や公益性、行政が補助する妥当性・必要性を精査し、団体運営補助から事業補助への組換えや補助ルールの明確化など一層の透明化を進める。 ＜事業補助金＞ 利用しやすく効果の高い補助事業となるよう、PDCAサイクルに基づく見直しを行う。	財政課	③継承しない 1目標達成	現行改革事項としては目標達成しているため、新規改革事項仮No.30「南砺市補助金のあり方に関するガイドラインに基づく適正な補助金の交付」に移行する。
3	イベントの再編と運営方法の見直し	合併前の町村から引き継いだイベントや市になってから企画したイベントの役割や効果を検証し、事業に対する行政支援のあり方、地域との協力関係を見直す。	交流観光まちづくり課	③継承しない 2改革事項と統合	イベントは、地域住民や各種団体による自主的な取り組みであり、地域活性化のために行われている。対象となるイベントについては、補助金が交付されており、その効果検証を含めて、新規改革事項「南砺市補助金のあり方に関するガイドラインに基づく適正な補助金の交付」に統合する。
19	市有資産の民間活用促進と整理譲渡	未利用普通財産の売却、貸付を、財産条例の適正な運用により着実に進め、効率的な財産管理を図る。	財政課	③継承しない 2改革事項と統合	公共施設再編計画により、市有資産について譲渡、貸付を進めており、譲渡出来ない場合は貸し付けることとなっていることから、項目を統合する。※改革事項NO.4「公共施設再編計画」との統合
34	近隣自治体との連携による人材育成	研修事業の合同開催による研修の効率化や、自治体間での人材交流により、広い視点から業務改善を自発的に行う体質に改善します。	総務課	③継承しない 2改革事項と統合	改革事項No.33「職員研修計画に基づく研修の実施」に統合。
1	計画行政の推進	市の政策及び施策の方向性を明確にするため各種計画を策定し、見直す。	地方創生推進課	③継承しない 3その他	各種計画の進捗管理及び評価・検証作業は、市議会のみならず、広く市民からも求められており、計画実行におけるPDCAサイクルの中で継続的に実施されるため。
2	市内公共交通体系の連携強化	市営バス路線や民間バス路線の運行・利用状況について検証を行い、公共交通の不便地域の解消や交通弱者等の移動手段の充実を図る。	地方創生推進課	③継承しない 3その他	平成30年度に策定した南砺市公共交通網形成計画に基づき、令和元年度以降事業を実施されるため。
14	出前講座の充実	職員が講師を務める出前講座における各種制度や市政情報の提供の充実を図り、市政への市民参画を促進する。	南砺で暮らしません課	③継承しない 3その他	市民への情報提供サービスの一環として、出前講座は改革事項として取り組まなくても担当課通常業務として継続されるため。
15	公衆無線LAN環境の充実	城端線主要駅や防災ステーション等にWi-Fi機器を整備し、インターネット環境の充実を図る	情報政策課	③継承しない 3その他	城端線主要駅にはWi-Fi環境が整備されたことから目標達成している。
18	基金繰入基準策定による持続可能な財政運営確立の推進	当初予算編成時における財政調整基金及び減債基金の繰入基準を策定し、基金繰入れ後もなお不足する一般財源所要額に対するシーリング設定ルールの明確化を図る。	財政課	③継承しない 3その他	令和元年度に「商工観光振興基金」並びに「こども未来創造基金」について繰入基準を策定したことから、目標達成している。
21	建物保全管理台帳の整備	公会計管理システム導入後の運用にあたり、今後、新規施設で作成する市有施設の保全に必要な整備・維持管理に関する保全管理台帳等（建物カルテ）の作成方法を統一し、施設の保全管理に必要なデータと公会計管理システムへ入力が必要な固定資産に関するデータの統一基準での作成により、市全体としてのデータの一元化を図り、維持管理費等の比較、分析を容易なものとする。	財政課	③継承しない 3その他	改革事項として取り組んだ「公会計管理台帳への施設保全管理台帳の様式の統一」は台帳整備が完了し目標達成している。
23	債権管理の一元化	関係課が連携して滞納整理情報の共有化を図り、計画的かつ効率的な滞納対策を実施する。	税務課	③継承しない 3その他	市の債権には差し押さえなど、法等に基づき強制的に行えるもの（自力執行権を有する債権）とそうでないものがあるため、一元化は困難であるが、債権を多く抱える税務課が滞納処分の観点から債権担当課と情報共有による調整を行ってきた。 しかしながら、債権回収時には優先劣後の関係で税に充当するため、他の債権担当課に不満が残る状況となり、取り組み自体が難しくなっている。
26	ふるさと寄附の推進	寄附されることによる自主財源確保と、返礼品の調達による地場産業の活性化に努める。	税務課	③継承しない 3その他	改革事項として取り組み、目標は達成している。自主財源確保の取り組みとして「ふるさと納税」は一般化していることから、今後は「企業版ふるさと納税」を新たな改革事項として取り組む。

第3次南砺市行政改革実施計画検討結果表

旧No.	改革事項	取り組み内容	統括部局課	方向性	理由等
28	水道事業の経営改善	アセットマネジメント(長期的視野に立った計画的資産管理)を進める中で、漏水調査、修繕、鉛給水管の取替、老朽管敷設替を実施し、有収率の向上を図ることにより、受水費を抑え、経営の改善に取り組む。	上下水道課	③継承しない 3その他	目標値には達していないが、一定水準の引き上げは達成しており、これ以上の数値を上げるには、今後、相当額の経費(漏水調査費等)が必要となる。また、現在、広域圏水道事業所から浄水を購入しているが、そのほとんどの月で基本水量(責任水量)以内になっていることから、これ以上の水道事業の経営改善とはならない。 今後は、新水道ビジョンで示した施策により、老朽管路の更新事業を進めることで、有収率の改善に繋げる。 経営改善は、令和元年9月に改定した「南砺市水道事業経営戦略」で取り組む。
29	下水道事業の経営改善	適正な使用料水準を維持するため、不明水調査、浸入水防止修繕等を実施し、有収率の向上を図ることにより、処理費用を軽減し、経営の改善に取り組む。	上下水道課	③継承しない 3その他	流域関連公共下水道エリアを対象に有収率の改善に取り組んでいるが、下水道に浸入する不明水は、降雨量や地下水位等の自然的条件の影響が大きく、地域間で老朽度に差があるため施行箇所が限られている。そのため、現在の有収率の指標は、効率化に結びついていない。また、カメラ調査や修繕に費用がかかることから、経営改善面からの費用対効果は見込まれない。 老朽下水道管渠の長寿命化計画で、長寿命化の観点から老朽化が進む福光地区のコンクリート製管の計画的な改築や修繕に取り組むことで、福光地域の有収率改善に重点を置くことから、改革事項として取り組まなくとも成果が見込める。 経営改善は、令和2年度に「南砺市下水道事業経営戦略」を改定し取り組む予定である。
38	パブリックコメント制度の充実	各施策の基本的な計画の策定や重要な変更及び条例の制定・改廃について、市民等への説明責任を果たすとともに、意見が提出しやすい環境整備を行い、制度の円滑な運用を推進する。	南砺で暮らしません課	③継承しない 3その他	行革大綱の重点項目にあげられているとおり、重要な項目ではあるが、まちづくり基本条例に規定されており、改革事項ではなく当該条例に基づいて取り組む事項であるため。
39	NPO等の設立及び活動支援	新たな公共を担う部門であるNPO等への事業委託など行政との協働事業を推進する。	南砺で暮らしません課	③継承しない 3その他	行革大綱の重点項目にあげられているとおり、重要な項目ではあるが、まちづくり基本条例に規定されており、改革事項ではなく当該条例に基づいて取り組む事項であるため。
41	市民協働体制の構築	まちづくり基本条例に基づき、市民協働による市政を推進し、地域課題や将来像を市民自らが考え行動する市民総参加(総働)による地域づくりを図る。	南砺で暮らしません課	③継承しない 3その他	行革大綱の重点項目にあげられているとおり、重要な項目ではあるが、まちづくり基本条例に規定されており、改革事項ではなく当該条例に基づいて取り組む事項であるため。
42	協働による事業の展開	地域活性化方策の実施について、市民自らの積極的な参画を促し、協働によるまちづくりをより一層推進するため、課題解決型の小規模多機能自治による推進を図る。	南砺で暮らしません課	③継承しない 3その他	行革大綱の重点項目にあげられているとおり、重要な項目ではあるが、まちづくり基本条例に規定されており、改革事項ではなく当該条例に基づいて取り組む事項であるため。
新	第2次総合計画の効果的な施策の実施	毎事業年度終了後に、総合計画の成果指標・KPI等の検証・評価を行い、次年度以降における個別事業の取組内容の改善・見直しを行うとともに、将来像達成に向けた成果の向上を図る。	地方創生推進課	④新規追加する	現行の施策・事務事業マネジメントシートは、予算編成とリンクする点がないことから、行政計画に位置付けた事務事業の検証・評価を適切に行うことで、翌年度の予算編成及び財政計画に適切に盛り込めるように取り組む。
新	窓口業務等の民間委託	これまで行政が行ってきた窓口業務等の事務事業の効率化を検証する中で業務委託や業務改革に取り組む、市民サービスの向上と職員の負担軽減を図る。	行革・施設管理課	④新規追加する	市の業務のうち、民間活力を活用する事務事業を洗い出し、改革事項として取り組む。
新	小・中学校のあり方検討	少子化の進展による児童・生徒数の減少や学校教育制度の多様化及び弾力化に対応するため、小・中学校の教育課程を一貫して行う義務教育学校の設置を含めた小・中学校のあり方を検討する。	教育総務課	④新規追加する	少子化が進む中、小・中学校のあり方を検討する時期にあると考えられる。
新	電子申請の促進	市民が便利だと実感できる行政サービスを拡充、促進するため、マイナンバーカードの活用や厳格な本人確認を必要としない電子申請(講座や研修会等の申込、各課の申請業務等)に取り組む。	情報政策課	④新規追加する	インターネットの利用者は益々増えており、市民からの電子申請ニーズがあることから、電子申請システム活用の計画的な推進に取り組む。
新	公共施設用地の借地の解消	公共施設のための土地賃借契約を解除し、設置目的を達成するために課題となる借地を解消する。 使用頻度の低い施設は中止または解体し賃借をやめるか継続使用する用地を購入できるように取り組む。	財政課	④新規追加する	公共施設用地が借地であることは設置目的を達成するためには課題となることから、解消する必要がある。
新	企業版ふるさと納税の推進	市が実施する施策やプロジェクト・事業の財源として、企業版ふるさと納税の活用を進める。	地方創生推進課	④新規追加する	新たな財源確保の手段として取り組む。
新	手数料の見直し	受益者負担の適正化の観点から、一般廃棄物処理手数料について、処理コストに見合った適正な水準への見直しを図る。	エコビレッジ推進課	④新規追加する	手数料の改定がしばらく行われておらず、物価指数の上昇等の社会情勢も鑑みながら、受益者負担の適正化を図る。
新	南砺市補助金等のあり方に関するガイドラインに基づく適正な補助金の交付	平成30年度に策定したガイドラインに基づいた各種補助金等の適正な交付について、公益性、公平性、有効性について検証し、現状維持となるものと縮減対象となるものに分類し、縮減対象となるものはR2～R4までの3カ年で段階的に縮減し、補助率も補助対象事業費の50%以内となるように取り組む。	財政課	④新規追加する	平成30年度中に策定したガイドラインに基づき、R2～R4までの3カ年にわたって、段階的な補助金の削減に取り組むことから、補助対象事業費50%以内への補助率縮減の達成率を把握するとともに、公益性、公平性、有効性について、公表できるよう見直しを図る。
新	見やすい探しやすい市ホームページの検討	市ホームページ閲覧利用者の目的とする情報検索を容易にする視点に立って改修を行い、利用者の満足度を上げる。	情報政策課	④新規追加する	令和2年度に市ホームページを改修予定であり、閲覧利用者の視点に立ったものにする。
新	公聴機会の充実	計画策定や条例の制定・改廃を行う場合、パブリックコメント実施前に住民説明会や意見交換会を開催し、広く市民の意見を取り入れる機会を充実させる。	南砺で暮らしません課	④新規追加する	パブリックコメント実施前に住民説明会や意見交換会を開催し、広く市民の意見を取り入れる。
新	市民の主体的な活動の促進	小規模多機能自治の推進により、交流センターを拠点とした事業活動に取り組める体制ができたことから、地域にある施設(道路、公園等)の維持管理や水道メーター検針などの行政で実施していた事業の中から、地域住民で実施した方が、事業拡大が期待される事業は地域が主体となって実施する。	南砺で暮らしません課	④新規追加する	交付金や補助金に頼らない持続可能な住民自治を推進するために重要な事項であることから新規に追加して推進する必要がある。
新	収益事業による持続可能な地域づくりの展開	要支援認定を受けた方等に対して、住民(ボランティア)が「通いの場」を設け、体操・運動等の活動等を行うサービス(通所型サービスB)や資源ゴミの回収、農家レストランなどの地域住民主体で収益事業に取り組み、持続可能な地域づくりを目指す。	南砺で暮らしません課	④新規追加する	自ら持続可能な住民自治を推進するために重要な事項であることから新規に追加して推進する必要がある。